

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が２年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が２年以上の案件の引受けの制限等について 平成29年４月１日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>令和 7 年 2 月 20 日</u> 一部改正 この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙１に該当する案件に限り適用するものとする。 記	貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が２年以上の案件の引受けの制限等について 平成29年４月１日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>令和 4 年 12 月 20 日</u> 一部改正 この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年４月１日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙１に該当する案件に限り適用するものとする。 記	
附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和 7 年 2 月 20 日</u>〕 この改正は、<u>令和 7 年 2 月 28 日</u>から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和 4 年 12 月 20 日</u>〕 この改正は、<u>令和 5 年 1 月 1 日</u>から実施する。	
〔別紙２〕 日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。 ただし、３については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結し	〔別紙２〕 日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。 ただし、３については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結し	

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

た企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。 1～7 （略） 8 以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの（<u>なお、日本貿易保険は、OECDが公開する低所得国リスト（List of lower income countries）に従い以下に示すゼロリミット国及び当該国の引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知する。</u>） (1) <u>ゼロリミット国</u>を輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下同じ。）又は保証人（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行を含む。）の所在する国とするもののうち、当該輸出契約等の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17-制度-00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上名簿区分Gに格付けされているもの (2) <u>ゼロリミット国</u>を貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国とするもののうち、当該貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は当該保証債務に係る主たる債務者が勧告に定める公的債務者であるもの	た企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。 1～7 （略） 8 以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの (1) <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国</u>を輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下同じ。）又は保証人（取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行を含む。）の所在する国とするもののうち、当該輸出契約等の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17-制度-00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上名簿区分Gに格付けされているもの (2) <u>勧告対象国1に掲げる国</u>を貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国とするもののうち、当該貿易代金貸付の相手方若しくは保証人又は当該保証債務に係る主たる債務者が勧告に定める公的債務者であるもの	「公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」の規程を廃止し、NEXIのホームページにおいて公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に基づく分類（ゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国）の定義及び対象国の一覧並びに各分類の引受方針を公表する。 なお、本規程においては、他保険種の引受基準と異なり、2年以上案件はOECD勧告対象国でなくとも内諾の必要があることから、ここではノンゼロリミット国・その他制限国に関する記載は無く、ゼロリミット国に関する記載のみとなっている。
--	--	---